

武田逍遙軒信綱考

須藤茂樹

はじめに

武田逍遙軒信綱^[1]は、甲斐の戦国大名武田信虎の三男で、信玄（晴信）や信繁の同母の弟である。信綱は武田親類衆の筆頭格として駿河江尻城主穴山信君（梅雪齋不白）とともに武田家中にあって重きをなしたといわれている。そのことは、江戸時代に画題として好んで描かれた「武田二十四将図」に武田信玄の左右に必ずといってよいほど武田信綱と穴山信君が配置されていることなどからも推察できよう。またその容貌が兄信玄と酷似していることから信玄の生前、あるいは没後に「影武者」として信玄の身代りをつとめたとも伝えられている。

よく知られていることとして信綱が絵画を描くのを好んだことで、それ故文化に通じた文人武将ではあるが、合戦には弱く、政治に暗い武将であったとの評価がなされている。それは天正十年（一五八二）三月の武田氏滅亡に際して信綱が主家を裏切り戦わずして逃亡したことでも非難の根柢の一つとなっているようだけれども、武田信豊・一條信龍・穴山信君・小山田信茂といったほかの武田親類衆や

家臣等も多く国主勝頼から離反しており、このような現象は武田氏に限られたことではなく、駿河今川氏や越前朝倉氏にもみられるごとく、戦国武将滅亡時の一般的な現象であったのである。

そこで本稿では、武田信綱の活動を検討することで、「武田親類衆の動向と性格」の一端を垣間見ようとするものである。

なお、武田親類衆の個別研究は、支城主研究の盛んな隣国^[2]の後北条氏^[3]に比べて必ずしも多いとはいえない。わずかに武田信繁・同信豊^[4]・穴山信友・同信君^[5]・木曾義昌^[6]があるにすぎない。このことは古文書、記録など史料の残存数が極めて少ないことも原因の一つである。『甲陽軍鑑』などの軍記物では信綱らの名前が頻出し、その活躍が描かれているが、確実な古文書からは残念ながら彼らの活動を知ることは困難なことである。本稿もよって暖昧な記述に終始することになるかもしれないが、御覧有をお願いする次第である。

一 武田信綱の経歴と人物像

まず、逍遙軒信綱の経歴についてみたいが、手始めに『甲斐国志』^[7]の信綱の記事を引用しよう。

一 武田刑部少輔信廉 信虎三男、母大井氏、幼名孫六ト云、逍遙軒是ナリ、永錄末年マデ文書ニ信廉トアリ、爵名ハ府中長禪寺所藏天文廿二年大井氏画像ノ讚辞、又信州下郷起請文等ニ見ユ、府中大泉寺藏ム天正二年戊五月信虎画像ノ讚ニ逍遙主宰ト記ス、蓋去年信玄逝去ノ頃ニ落髪セニヤラン、自レ是後ハ信綱ト書ス、法名ナリ、駿州大宮神馬奉納記ニモ逍遙軒信綱ト記セリ、桜井村ニ居趾アリ、建ニ逍遙院^一、逆修牌子ヲ置ク、謚云逍遙院殿海天綱公庵主、背ニ信綱花押アリ、手自鐫刻スル所ト云伝タリ、軍鑑及諸記名為ニ信連^一、始ヨリ逍遙軒或ハ孫六入道ト記シ、甚者ハ信綱ヲ実名ト思ヘリ、宜レ訂ニ定之^一、軍鑑騎馬八十トアリ、天正壬午三月為ニ織田氏^一府中立石ニ於テ殺サル、又鮎川ノ端ニテ殺サルトモアリ^一府中ニ立石ト云処ナシ^一穗坂ノ立石原ノ國志ニ森長一家ノ家一男二女アリ、人各務某計^一之云、右の『国志』の記載を整理すると、(1)信綱は武田信虎の三男に生まれ、母は兄信玄・信繁と同様大井信達の女である、(2)幼名を孫六といい、古文書によると永禄末年までは信廉と名乗り、天正元年四月十二日の長兄信玄の逝去後は落髪して逍遙軒と号し、信綱と称している、(3)逍遙軒の実名を『軍鑑』では信連とし、信綱を実名と考えているのは誤りである、(4)天正十年三月十一日の武田氏滅亡後、織田信長によって斬殺された、院号は逍遙院殿海天綱庵主といい、桜井(甲府市桜井)の逍遙軒居館跡の逍遙院が牌所である、(5)信綱には一男二女があつた、の五点に要約できる。

次に諸系図の記述をみていきたい。

『武田源氏一流系図』には、信綱を信虎の四男として「逍遙軒信綱一女三人妻、一人松尾次郎妻、一人小笠原掃部大夫信峯」とあり、『一本武

田系図』の記載も『武田源氏一流系図』のそれとほぼ同様である。女を二人で、仁科五郎盛信と小笠原信嶺の妻としている。円光院武田氏系図^一は信虎の三男として「武田逍遙軒」と記しており、信綱の前に「信基」がない¹²。前出の二つの系図には三男として上野介信基の名がみられる。いずれにせよ、系図の内容と『国志』の記事はほとんど一致しており、『国志』はこれらの諸系図を参考にして記述されたものであろう。信綱の子供については、前掲の『国志』の記事につづいて、「平太郎信澄 天正丙子年十二月廿七日逝ス、年十七 法名雪庵宗海禅定門^{有レ墓}、女子一松尾ニ嫁ス、案古系図郎の妻ナ一小笠原掃部大夫信嶺ノ妻ナリ、姉妹未^レ詳」とあり、女子について¹³は系図の記載と一致するが男子の平太郎信澄については明確にする材料に欠けるので、指摘するに留めておくしかない。

『国志』の記事からでは、信綱の人物像、あるいはその活躍ぶりを知ることができず、よって武田家臣団における位置づけを知ることができない。やはり『軍鑑』などの軍記物を含む諸記録に頼らざるえない。『軍鑑』などによれば、信綱は兄信玄とともに、信玄死去後は後継者勝頼とともに数々の合戦に参加している。『軍鑑』品第十七「武田法性院信玄公御代惣人數之事」には武田親類衆の一人として、

一、逍遙軒様 旗色^一きれて見えず 八十騎

とあり、ほかの兄弟である典厩信繁(二百騎)、一条右衛門大夫信龍(二百騎)、信玄子息の親類衆である仁科五郎盛信(百騎)、葛山十郎信貞(百二十騎)とあるのに比して少ない。『高白斎記』天文二十年(一五五一)七月二十六日条には「孫六」とでてくる。『軍鑑』品第廿三によると、武田義信事件に際して義信の守役であつ

た飯富兵部少輔虎昌の同心、被官三百騎を虎昌の弟第三郎兵衛（山県

昌景五十騎）、小曾氏（百騎）、跡部勝資（百騎）、信綱（五十

騎）に付属させたといふ。『軍鑑』では、信綱は腑甲斐無い人物と

して描かれている。天正元年六月、信綱は大将として出陣したが、

「逍遙軒御遠慮浅き故」徳川軍に敗れ、また天正十年（一五八二）¹⁸

三月の武田氏滅亡時には勝頼から離反して織田氏に殺されているな

どがそれである。ただし、主家を裏切ったのはひとり信綱だけでは

なく、武田信豊、穴山信君、木曾義昌など親類衆をはじめ多くの家

臣が同様の行動をとつたのであり、「旗本衆の事は申に及ばず、在々

处々の奉公人・侍衆・知行の百姓共色をたて」るほどであった。信

綱の行動は戦国大名の滅亡にあたってよく見られるものと言つてよ

いのである。

一般啓蒙書では²¹、信綱は信玄の実弟として、兄信繁とともに、天

文十年（一五四二）六月十四日の兄信玄の父信虎駿河追放事件にも

反することなく、信玄のよき協力者として常に行動を共にし、永禄

四年（一五六二）九月十日に信繁が川中島の合戦で壮絶な戦死を遂

げると、穴山信君と並んで武田親類衆の筆頭格として信玄を援け、

元亀四年四月十二日の信玄死去後は叔父として勝頼を補佐したとさ

れる。しかしこのことは想像の域を脱することはできず、実証する

史料はほとんどないというのが現状である。

信綱の生年月日、年令さえも確かなことはわかっていないが、服部治則氏は兄信繁が永禄四年の川中島合戦戦死の時、三十七歳で生年は大永五年（一五二五）となることから、三歳年下と仮定すれば、享禄元年（一五二八）生まれとなり、天正十年没年は五十五歳と推測されている。一つの目安とはなる。いずれにしろ前後一～三歳の

差であろう。²²

最後に信玄死去後遺言通り満三年たつた天正四年四月十六日、乾徳山恵林寺において盛大な信玄の葬儀を行つてゐるが、その際の信綱についてみておきたい。

葬列は、信玄の御影（肖像）を仁科五郎盛信（信玄五男）、位牌を葛山十郎信貞（六男）、御剣を小山田左衛門大夫信茂、御腰物を

秋山惣九郎、原隼人佐がそれぞれもち、龜（柩）の前を逍遙軒信綱（信玄弟）・穴山玄蕃頭信君、後を武田左典既信豊（信玄甥）・武

田左衛門佐が担ぎ、その周囲を一門の面々がとりまいた。大守勝頼は肩に縛（棺を引く綱）をかけ、春日彈正忠虎綱を例外として一門・

家臣はすべて烏帽子色衣でこれに参列した。²³ この記事からも天正段階に信綱は穴山信君とともに武田親類衆あるいは武田家臣団のなかにあって重き地位にあつたことが推測されよう。

二 武田信綱関係文書の検討

武田家臣団の発給文書は総体的に少なく、信綱もその例外ではなく。信綱の関係文書をみると、発給文書が一六点、受給文書がなく、関連文書が四点で、その総数は管見の限りわずか二〇点にすぎない（表1参照）。

信綱発給文書の初見は、（天文十七年）霜月十四日付千野左兵衛尉宛武田信廉書状である。²⁴（永禄十年）八月七日付信濃下之郷の生島足島神社所蔵の武田將士起請文には、「刑部少輔信廉」とあり、おそらくともこの頃までには信綱は刑部少輔を称してゐることがわかる。²⁵（元亀四年）五月十日付千野左兵衛尉宛書状から「逍遙軒信綱」と署名しており、のことからも同年四月十二日の兄信玄の戦陣で

(表1)

I 武田信綱発給文書

No.	年月日	差出	宛名	内容	出典	刊
12	11	10	9	8	7	6
8 23	2 27	1 12	(〃) 9 11	(天正 9) 3 29	(天正 8) 3 10	天正 3 8 19
信綱 (花押)	逍遙軒 (花押)	信綱 (花押)	逍遙軒 □	逍遙軒 □	信綱 (花押)	信綱 □
千野左兵衛尉	小川田屋守	小又	牛伏寺	神五左 門尉	正覺院	千野左兵衛尉
書状	竹木伐採規定	軍勢催促	寄進	普請役勤仕を命ずる	知行宛行	知行宛行約束
千野文書	牛伏寺文書	千野文書	牛伏寺文書	牛伏寺文書	萬藏院文書	千野文書
信 13 590	信 15 42	信 13 141	信 15 41	信 15 42	信 14 508	信 13 212
					信 13 589	信 13 538
						信 13 92
						信 12 301
						信 11 409

※武田氏奉加目録四通にその名が見える。

No.	年月日	差出	宛名	内容	出典	刊
1	(天正1) 8・25	勝頼(花押)	山県三郎兵衛	書状(長篠後詰「逍遙軒」)	大阪城天守閣	大日本史料
2	(天正2) 3・28	勝頼(花押)	逍遙院大益和尚	寺領安堵「逍遙軒直判歴然」	逍遙院文書	
3	(天正4) 10・15	教雅	越後三条談義所	書状「同孫六」	歴代古案	甲一 —59 93
4	(天正5) 3・25	小原丹後守 継忠(花押)	印首座	書状「奉対逍遙軒様」	甲州古文書	信 —14 202
					信 —14 97	

の病没が契機となつて喪に服すべく落髪し、「逍遙軒信綱」と称したとする『国志』の推定は当を得ているといえよう。

次に信綱の花押について述べる。信綱の花押は現在のところ三種類が確認でき、それを示せば図1のようである。(1)を信綱花押I型、(2)を同II型、(3)を同III型と仮に呼んでおく。(1)は大善寺所蔵の武田家奉加目録⁽²⁷⁾、(2)は永禄十年八月七日付の生島足神社文書から採つたもの⁽²⁸⁾、(3)は(天正九年)九月十一日付の信濃牛伏寺文書から採用したものである。

以降のものということになる。信綱が大嶋に入城した時期は明らかではないが、天正十年二月の織田信長の武田征伐のときには在城している。

次に朱印についてみたが、朱印は二種類が確認できる。図1に掲げる。(1)を信綱朱印I型、(2)を同朱印II型としておく。(1)は前述の年未詳三月二十九日付信綱判物に花押II型とともに押印されたもので、二重正方形の朱印で印文は「信綱」と読めないだろうか。(2)は縦長の長方形朱印で印文は「逍遙軒」とあるようだ。朱印の初見は(永禄三年)八月十日付小井弓藤四郎死信廉朱印状写であるが、写であるため確認できない。正文で朱印がみられるのは、天正三年(一五七五)八月十九日付正覚院宛信綱朱印状のようであるが、これを信綱朱印の初見と仮定した場合、あくまで推測の域であるが、その後が花押とともに朱印の捺印がみられることである。そして最後に「大嶋へ可レ被レ申者也」とあることから信綱の信州大嶋在城その印判使用の契機を同年五月二十一日の長篠合戦敗北に求めるこ

(天正 9. 9. 11)

(永禄 10. 8. 7)



花押 III型
(『甲斐武田氏文書目録』)

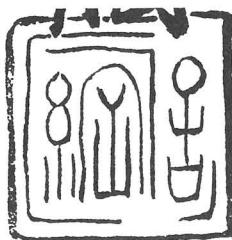


花押 II型
(『甲斐武田氏文書目録』)

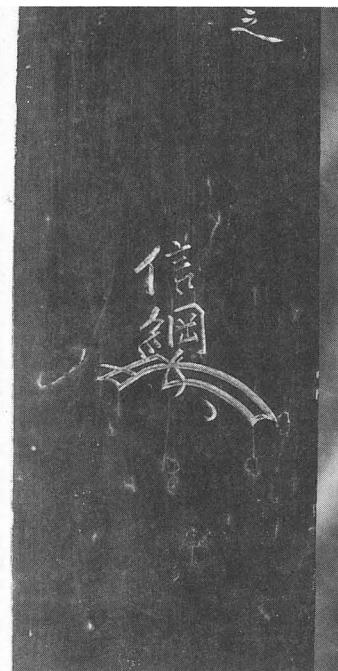


花押 I型
(『武田遺宝集』)

(天正 3. 8. 19)



印判 I型
(『甲斐武田氏文書目録』)



(逍遙院 筆者撮影)

印判 II型
(『東大史料影写本』より筆写)



図1 逍遙軒信綱の花押・印判

とが可能かもしれない。勝頬もこの敗戦後、鉄砲の収集を強化したり、家臣団の再編成を行ったり、武田分国の建て直しに尽力はしているのである。ただ前述の通り、信綱の発給文書は少なく、こういった考察は無意味かもしれない。そして（天正九年）九月十一日付牛伏寺宛信綱朱印状を最後に信綱発給文書はみることができなくなる。

受給文書は現在のところ一点も確認していない。

信綱が文書中に入られる関連文書もわずかしかなく、天正二年三月二十八日付逍遙院大益和尚宛勝頬書状⁽²⁷⁾、（天正四年）十月十五日付越後三条談義所宛教雅書状、天正五年三月二十五日付小原丹後守

繼忠書状⁽²⁸⁾ほか五通だけである。最初の勝頬書状は逍遙院住持大益和尚に「逍遙軒直判歷然」なので寺領を安堵したもので、この逍遙院が信綱の館跡といわれるが、明らかではない。

ここで特に注目しておきたいのは、信綱の菩提寺という逍遙院に信綱が生前の天正七年に自ら彫ったという位牌が現存している。この位牌は高さ一メートル余もある大きなもので、表に戒名、裏に法要の年と信綱自身の花押とを彫刻している。戒名は信濃佐久郡岩村田の竜雲寺の高僧北高全祝和尚が授けている。その彫文を掲げると次のようにある。

〔表〕
「逍遙院殿海天綱公庵主」

〔天正十七年〕
〔天正七七年吉辰〕
〔信綱花押〕

この花押は前述の考察にいう信綱花押Ⅲ型である。この位牌は甲府市の指定文化財になっている。

なお、武田親類衆が武田家竜朱印状の奉者になつてゐる例は管見の限り穴山信君の一例⁽²⁹⁾を除いては確認できない。信綱も一通だけ永禄十二年十月三日付武田家朱印状に奉者として「逍遙軒」と登場す

るが、この文書は年代、文言等の検討から疑わしいものと思われる。よってその例証とすることはできない。

以上が信綱関係文書の考察であった。次に信綱の支配や権限について考えていただきたい。

三 武田信綱の権限

次にいよいよ信綱の支配文書の検討からその政治的権限を考えてみたい。

まず、信綱の初見文書でもある（天文十七年）霜月十四日付千野左兵衛尉宛信廉書状をみてみよう。

〔史料1〕 武田信廉書状

西方衆逆心之仁還所、今度於ニ御陣中一各ヘ被ニ仰出一、御分國御追放候、有賀方之儀、今迄相拘色々仕候ヘ共、不ニ事成一候間、其分申出し候、誰成共可□才被官被ニ仰付一候而、彼仁之知行所被官以下於ニ彼所務之分一未進之分、被官之仁、御書付可レ有仁者、則可レ入ニ御披見一候、自余之諸物ニハ、取合不可レ有之候、猶口上ニ申含候、恐々謹言、

可レ 〔天文十七年〕
〔霜月十四日〕
〔信廉（花押）〕

千野左兵衛尉殿

これは天文十七年七月十九日、信玄が塩尻峠の合戦で小笠原長時を破つたのちの戦後処理に関するものである。七月十日、諏訪西方衆という諏訪湖西方の武士と諏訪神家の一族矢島・花岡氏らが長時に通じて武田に反旗を翻して諏訪に乱入した逆心事件がおこり、諏訪方は一時的に混乱状態となつた。武田方にあつた神長守矢頬真や千野朝貞尉は家族、家財などを捨てて、上原城に逃げこんだとい

う。しかし信玄が甲府から出馬し、塙尻峠の合戦で大勝すると、

(元亀四年)
癸酉

西方衆は家を焼かれ、所領を没収され、追放されて浪人となつたのである。その事情を物語っているのが(史料1)である。「御

書付可レ有仁者、則可レ入ニ御披見一候」とみえるのが信玄の支

配の尖兵としての信綱の姿を見ることができよう。

永禄三年(一五六〇)八月十日付で信綱は信濃武士の小井呂藤

四郎に朱印状で知行を宛行つており、「幸神田之事者、上意ニも

惣次御赦免候間、尤存候⁽⁴⁴⁾」とあるのが注目される。信綱は諏訪の

支配を中心に信玄の信濃支配の一端を担つていたと考えられよう。

信綱は前述のように義信事件の動搖を防ぐため家臣に命じた起請文の提出に応じている。親類衆では武田信豊のそれが現存している。信玄の実弟であつても他の家臣と変わらず、起請文の提出を求められている事実は武田氏の家臣統制を考える上で興味深い。

信綱は元亀二年、勝頼の甲府招請によりかわって高遠城代になつたというが明らかでない。

さて信綱は元亀三年(一五七二)十月三日に開始される信玄の遠江・三河への大規模な軍事行動にも従軍している。

兄信玄が死去した元亀四年(一五七三)四月十二日から一ヶ月

後の五月二十八日付で信綱は千野神三郎に対して次のような文書を発している。⁽⁴⁵⁾

(史料2) 武田信綱判物

(千野忠隆)
舍兄宮内少輔就下無ニ比類一打死上、堅自ニ上意一御取立、其方還俗候旨申聞上者、彼知行等聊無ニ異儀一被ニ請取一、軍勤之奉公、可レ被ニ名跡次一候、隨而御約束之間御重恩、就レ中、涯分可ニ申聞一者也、仍如レ件、

五月廿八日
千野神三郎殿
忠清
(武田信綱)
逍遙軒(花押)

千野神三郎の舍兄である宮内少輔が討死したので、「堅上意御取立」によつて仮門に入つて、いた神三郎が還俗して、千野氏の跡目相続、知行安堵を承認したものである。⁽⁴⁶⁾これが古文書で確認できる「逍遙軒」の初見である。文中の「上意」は武田家当主、すなわち勝頼を指すものと推測される。

次に年未詳八月二十三日付千野左兵衛尉宛信綱書状をみよう。

(史料3) 武田信綱書状

有賀方被官兩人候處、濱河方ヘ相渡之上逐電、不審千萬候、幸私方私領被拘候間、如何様ニモ被廻ニ計策一、相尋候て可レ給候、其上召使式者以レ因一種借用候など申族可レ有レ之候歟、罪科不レ可レ極候、宮内丞降參仁候は借用候て、他国人之方ヘ可ニ相渡一處、難済候ハ、速可レ有ニ言上一候、參ニ誰人一召使之由被尋尤候、風聞申者諏方主税助方被召使一候由候、一二種有ニ催促一、有ニ難済一可レ承候、勝頼⁽⁴⁷⁾可レ申候、恐々謹言、

八月廿三日 信綱(花押)

千野左兵衛尉殿
(昌房)
賤

この史料は年未詳ではあるが、「信綱」と署名していることから、元亀四年(天正元年)以降の可能性が高い。諏訪の土豪有賀氏の被官二人が浜河方に渡したところ遂電してしまつた。幸にも信綱の私領があるので探索して返還に努力するといふもので、人返し規定であろう。そして最後に難済することがあったならば、信綱に申請

せよ、そうすれば「勝頼」、すなわち武田当主への取次、裁許を求めるに明示している。また（元亀四年）五月十日付千野左兵衛尉（昌房）宛信綱書状によれば、「其以前其方舍弟之僧、為ニ宮内少輔名請」、急速可レ被ニ出仕「之旨上意候」とあり、（史料3）に連するものであるが、信綱は勝頼の上意を千野氏に取次いでいるのである。

次に軍事面をみておきたいが、参考になるのは、（年未詳）正月十

二日付千野左兵衛尉・小松又七郎宛信綱書状である。これは千野・

小松両名に軍勢催促をしたものであり、その遅延を窘めている。この点はほかの家臣団と何ら変わらないといってよい。

天正三年八月十九日付正覚院宛信綱朱印状では市蔵の内において百姓前五貫文を寄進しているが、正覚院は古府中にあつた寺院で、現在の万歳院のことである。市蔵は古代には市之倉・市之藏といい、甲府盆地の東端、笛吹川の支流金川の扇状地に位置しており、現在の一宮町にあたる。この市蔵は信綱の所領であつた可能性が指摘できる。

次に信綱の牛伏寺宛の判物をみてみよう。

（史料4）武田信綱寄進状案
此以前、寄進來候百貫伍百文之寺領之増分毫貫五百、合參貫文令

ニ寄納候間、愚領於ニ小池之内、被ニ隠居立、至ニ在留者、祈念願入候者也、仍如件、

（天正九年）
〔信綱〕
〔朱印〕
〔花押〕

九月十一日 遣遙軒

牛伏寺

これは、信綱が牛伏寺に対して隠居分として自己の知行地である

筑摩郡小池の内から宛行つたものである。小池郷は鎌倉時代より見える地名で、現在の松本市内である。牛伏寺は「うしぶせでら」ともいい、山号は金峰山、本尊は十一面觀音である。この史料によつて筑摩郡小池郷にも信綱の知行地のあつたことがわかる。しかし『信濃史料』の編者は「コノ文書、ナホ研究ノ余地アリ、後考ヲマツ」と疑問を呈しておられる。さらに（年未詳）二月二十七日付小川田屋守宛信綱竹木伐採禁制により伊那郡小川郷にも信綱の知行地があつたと考えられる。

（史料5）武田信綱判物

下伊奈之内遣遙軒知行於ニ小川郷中、自余之主人をもとむるの

みならず、けんいをかり、大嶋之惣次之御ふしんをふさたし、郷なミの人や（役）^{〔脚註〕}懈怠いた致候ともから、向後改雖之、彼郷中を可レ有ニ追放、もし違義候ともからあらハ、めし執、大嶋ヘ可レ

進レ之候者也、

〔天正九年〕
三月廿九日

〔遙軒〕
〔朱印〕
〔花押〕

これは信綱が小川郷に対しても郷内の百姓の諸役の懈怠を禁じたものであり、「遣遙軒知行」とあるところから小川郷が信綱の知行地であることは明らかとみてよい。「大嶋之惣次之御ふしん」とは織田氏来攻に備えての大嶋城修築のことであろう。

次に伊那支配に関する興味深い史料をあげよう。

（史料6）小原繼忠判物写
〔伊那郡〕
〔武田信綱〕
坐光寺如來堂之坊主、奉レ對ニ遙軒様、寺領之儀御訴訟申ニ付而、被ニ拘來、寺務之内、參貫文被ニ下置候由、御下知候、然則寺中造営等之儀、不レ可レ有ニ疎略候、恐々敬白、

天正五年 小原丹後守

三月廿五日 繼忠（花押）

印首座

これは坐光寺如来堂の坊主が信綱に寺領のことについて訴訟したところ、寺側の主張を承認する「御下知」⁽¹⁾が下ったことを印主座に武田家奉行小原継忠が伝達したものである。この「御下知」の主体であるが、素直に考へるならば勝頬⁽²⁾ということにならうか。

信綱や親類衆と信濃の関係を示す史料を次にみよう。

（史料7）穴山信君書状

昨日者早々相越候、愚意言上候哉、但小田原衆在府之由候条御隙入候哉、無⁽³⁾心元⁽⁴⁾候、仍其方如⁽⁵⁾存知⁽⁶⁾、信州埴原郷被官年中五度、六度俵子令⁽⁷⁾運送奉公⁽⁸⁾候、今度御普請人別ニ被⁽⁹⁾相触⁽¹⁰⁾令⁽¹¹⁾迷惑⁽¹²⁾候、典厩・逍遙軒⁽¹³⁾被官⁽¹⁴⁾彼郷中并信國之内數多有⁽¹⁵⁾之由候条同前ニ被⁽¹⁶⁾申付⁽¹⁷⁾候様ニ自⁽¹⁸⁾土屋右衛門尉⁽¹⁹⁾富翁へ被⁽²⁰⁾遣⁽²¹⁾一札⁽²²⁾候様ニ可⁽²³⁾才覚⁽²⁴⁾候、同者於⁽²⁵⁾埴原郷⁽²⁶⁾廿五人諸役御免之御印判申請度之由可⁽²⁷⁾得⁽²⁸⁾御内儀⁽²⁹⁾候、尚塩津治部右衛門可⁽³⁰⁾申候、恐々謹言、
（年未詳） 穴山（花押）

佐野越前守殿

信州埴原郷の信君の被官は年に五・六度俵子の運送の奉公を行つてゐるのに、さらに普請役も賦課され「迷惑」している、同じ親類衆の信豊や信綱の被官も埴原郷や信濃国に多数いるので、それと同様に命じてくれるよう斡旋し、さらには埴原郷二十五人の諸役免許の武田当主の印判状が発せられるよう「御内儀」を得るよう佐野越前守に指令している。この史料から親類衆の所領が信濃に多くあつたことや親類衆の性格が窺えて興味深い。

最後に数少ない史料ではあるが、いくつかの武田一族の奉加帳などから信綱の姿を拾つてみよう。

大善寺所蔵の武田家奉加目録⁽³¹⁾

（史料8）武田家奉加目録
太刀一腰 馬堀正

（武田晴信）
（花押）

御北様 百疋
御前様 太刀一腰 信繁（花押）
太刀一腰 信廉（花押）

太刀一腰 信是（花押）

御北様は晴信ら兄弟の母大井氏、御前様は信玄の正室三条氏のことである。大井夫人の生前といふことで天文二十一年以前のもの、「柏尾山造営勧進状案」によれば、天文十九年以前という。いずれにしろ天文年間のもので、信玄以下兄弟が額を揃えて寄進したものである。これにみえる信綱の花押は信綱花押I型である。年月日未詳の高野山導引院（現持明院）に黄金を寄進した信綱一門の寄進目録にも晴信（信玄）の五両、以下信繁、信廉、信是が「黄金壱両」とある。晴信があることから永禄二年以前と考えられる。

駿河の富士大宮浅間神社に神馬を奉納した武田信堯等神馬寄進状写にも「逍遙軒信綱」とある。この文書は年代未詳であるが、服部治則氏によると天正六年十二月二十八日から同八年正月十二日の間のものと推定されている。ほかに万福寺のものがある。

(表2) 武田逍遙軒作品一覧

四 文化人信綱

No.	作 品 名	所 �藏 者	備 考
1	武田信虎画像	大泉寺	天正二年端午 春国の贊
2	大井夫人画像	長禪寺	天文二十二年 安之和尚贊
3	穴山信友夫人画像(伝)	南松院	永禄九年十二月上旬
4	雪田和尚画像(伝)	惠運院	永禄六年二月 春国和尚贊
5	桃囂和尚画像(伝)	南松院	元龜元年十一月 春国和尚贊
6	鎧不動尊画像(伝)	惠林寺	
7	十王図(十幅)(伝)	高野山成慶院	
8	十二天画像(十二幅)(伝)	高野山成慶院	
9	文珠大士画像	篠原コレクション	著者 未調査
10	渡唐天神像	長禪寺	「逍遙軒信繁謹描拜贊之」
11	本殿(彌縫)(伝)	福蔵神社	長禪寺
12	鎧不動尊影像(伝)		

信綱は前述のように、武将というよりも画家として知られている。その代表的なものは重要文化財指定の武田信虎および同夫人画像であるが、ほかにも信綱の作品と伝えられているものが数多くみられる。それを示すと(表2)のようになる。しかし確実に信綱の手によるものであるとの論証を得ることは必ずしも容易ではないものがほとんどである。

大井夫人画像の大泉寺安之和尚の替には、信綱の母への孝行心を垣間見ることができる記述がみえる。大井夫人は天文二十一年五月七日、五十五歳で死去したが、この肖像画は一周忌に母の面影を描いたものという。信綱筆と確定してよい作品はこの大井夫人像と武田信虎像ぐらいであろう。信虎像は天正二年三月、高遠で八十一歳を一期として死去した父信虎を信綱が追慕の気持ちをもって描き、その端午の日に春国光新の贊をあおいだもので、信虎法体の姿、すなわち晩年の面影を見ることができる。その贊に、況孝子之哀慕乎、粵ニ逍遙主宰、手ニ写庵主之真容、而被露ニ孝意矣、あり、やはり信綱の父信虎への思いを知ることができる。

長禪寺所蔵渡唐天神像には「逍遙軒信繁」とあり、追筆の可能性が高いのでにわかに信綱筆とは速断で

きない。

また現存していないが『国志』の記事によると千塚村（甲府市）の八幡宮には信綱奉納の仮面が、上野村の薬王寺には信綱筆の十二天画像十二幅が伝存していたという。甲府市の條原良雄家には軸部に「文殊大士武田道遙軒真筆惠山什物」と墨書してある文殊菩薩画像があるというが、私は実見していない。なお、ほかの作品については『武田遺宝集』の原色図版解説や図版総合解説にみえるので参考されたい。

以上、先学の成果に依拠しながら、文化人信綱の一側面をみたものである。ただ信綱筆とすぐには言えないものが多く、美術史専門家の本格的な研究に期待するものである。

おわりに

以上信綱について述べてきたが、從来信綱は武田信虎および同夫人像の作者として武人よりも文人として著名であり、武田家内における地位や権限についてはあまり触れられてこなかった。本稿ではその点少しは明らかにできたものと思う。

（注）

- (1) 信綱を「のぶつな」としているものが多いが（坂本徳一氏『武田信玄写真集』〈新人物往来社昭六二〉など）、「しんこう」とするのが正しい。「武田道遙軒信廉」とするのも正確ではない（竹内勇太郎氏『歴史と旅』昭五二年三月号「信玄と武田二十四将」）。
- (2) 『甲陽軍鑑』品三十九（磯貝正義・服部治則氏校注新人物

往来社本中巻五七頁 以下『軍鑑』と略す）の信玄の遺言の記事や『軍鑑』品五十一（下三二三頁）の板部岡江雪との対面の記事など。

(3) 佐藤八郎氏「武田信繁とその家訓」（『徽典会会報』六号昭四四、のち『武田信玄とその周辺』〈新人物往来社昭五四〉再録）、金井喜久一郎氏「武田典厩信繁」（『高井』三九号昭五二）、桃裕行氏「武田信繁家訓について」（『宗教社会史研究』〈雄山閣昭五二〉）など。

(4) 服部治則氏「武田相模守信豊」（『山梨大学教育学部研究報告』三三号昭五八）、黒田基樹氏「親族衆武田信豊の研究」（『甲斐路』六一号昭六二）など。

(5) 標泰江氏「武田親族衆としての穴山氏の研究—特に河内領支配の在地構造をめぐって—」（—）（『甲斐路』二、三、六、一二号昭三六〇四一）、鈴木登氏「穴山氏の権力構造に関する一考察—その消長と被官を中心にして—」（『秋大史学』一八号昭四六）、笛本正治氏「早川流域地方と穴山氏—戦国大名と山村—」（『信濃』二七卷六号昭五〇）、拙稿「武田親類衆穴山信君の河内領支配」（『國學院大學大学院紀要—文学研究科』二〇輯（平成元）、「穴山信友の文書と河内領支配」（『國學院雑誌』九一卷五号平成二）、「甲斐武田氏の滅亡と穴山氏—穴山勝千代考—」（『甲斐路』六七号平成二）など。

(6) 柴辻俊六氏「戦国期木曾氏の領国經營」（『信濃』三四卷一一号昭五七）など。

(7) 『甲斐国志』卷之九十五人物部第四、佐藤八郎氏他校訂雄

山閣出版本四巻六九頁。以下『国志』と略称。

(8) 遣遙院のある桜井が信綱の居館跡と言われるが、それを示す遺構などがなく明確にしえない。数野雅彦氏教示。

(9) 『甲斐叢書』八巻(第一書房 昭四九)。

(10) 同右。

(11) 同右。

(12) 『軍鑑』品十七「武田法性院信玄公御代惣人數之事」に

〔一、松尾（源義朝）（百騎）〕とある(上巻三三八頁)。

(13) 註(1)。松尾氏については佐藤八郎氏「民部少輔殿覺之書」(松尾信是官途考)〔『甲斐路』二五号 昭四九 のち

「武田信玄とその周辺」所収)が参考になる。

(14) 『軍鑑』中巻二四一、二六五、二九九、三二一、三三一頁。

後備え・留守居が多い。信綱被官落合彥助と百姓の公事(品四十七、下巻二三五頁)など興味深い記事もある。『甲乱記』

(『武田史料集』(新人物往来社 昭四二))一二三、一五八頁など、『武田三代軍記』(同右)一七四、一九四、二〇二、二一〇、二八四頁など。

(15) 『軍鑑』上巻三三八頁。

(16) 『武田史料集』九八頁。

(17) 『軍鑑』中巻一八九頁。

(18) 『軍鑑』品五十一(下巻三〇六～七頁)。

(19) 『軍鑑』品五十七(下巻四二九頁)。

(20) 『軍鑑』品五十七(下巻四三四頁)。

(21) 坂本徳一氏『武田二十四将伝』(新人物往来社 昭五五)、

野沢公次郎氏「武田信玄家臣団人物事典」(磯貝正義氏編)

『武田信玄のすべて』(新人物往来社 昭五三)所収)など。

(22) 服部治則氏「長篠合戦における武田將士の年令について」(『甲斐路』二六号 昭五三)。

(23) 御宿監物書状(『武家事紀』『信濃史料』一四巻一五八頁)。

以下『信』と略す。

(24) 『信』一一巻四〇九頁。

(25) 『信』一三巻九三頁。

(26) 『信』一三巻五八八頁。

(27) 『武田遺宝集』(武田信玄公宝物保存会 昭四七)。

(28) 同右。

(29) 東京大学史料編纂所蔵・影写本牛伏寺文書。『信』一五巻四一頁。

(30) 『信』一五巻四二頁。

(31) 『信』一五巻四二頁。

(32) 『日本城郭大系』8(新人物往来社 昭五五)、小穴芳実氏編『信濃の山城』(郷土出版社 昭六三)など。

(33) 工藤文書『信』十二巻三〇六頁。

(34) 万歳院文書『新編甲州古文書』一巻(角川書店 昭四一)

一〇四頁一二二号。以下『甲』と略す。

(35) 上野晴朗氏『定本武田勝頼』(新人物往来社 昭五三)など。

(36) 『信』一五巻四一頁。

(37) 遣遙院文書『甲』一巻五九頁九三号。

(38) 『信』一四巻九七頁。

(39) 『信』一四巻二〇二頁。

(40) 『甲府市文化財ウォッキング』、『甲府市史 史料編』

卷（平成元）六九一號。

（41）『清水市史資料 中世』（吉川弘文館 昭四五）二六九號。

（42）『甲』二卷三四四頁一八三五號。

（43）『信』一一卷四〇九頁。

（44）注（33）。

（45）千野文書『信』一三卷五八九頁。

（46）千野文書『信』一三卷五八八頁も参照。

（47）同右には信綱と署名がある。

（48）千野文書『信』一三卷五九〇號。

（49）注（46）。

（50）『信』一五卷一四一頁。

（51）『甲』一卷一〇四頁二一二號。

（52）『角川日本地名大辞典』一九「山梨県」（角川書店 昭五
九）一三三頁。

（53）牛伏寺文書『信』一五卷四一頁。

（54）『日本歴史地名大系』二〇卷「長野県」（平凡社 昭五四）
六二三頁。

（55）同右六三四頁。

（56）『信』一五卷四二頁。

（57）注（54）四八一頁、小川村の項によれば、武田氏領有以前
は知久郷に属し、知久氏領であったと考えられ、元龜二年
(一五七二) 三月の大島城（現松川町元大島）修築の「定」

（武田信玄朱印状、工藤文書）には「小河郷」とみえる

（58）この頃、勝頼は織田氏來攻を予測して親類衆を信濃の要地

に配備している。仁科盛信を高遠城に在城させているのもそ

の一例であり、信綱の大島配置もその例であろう。

（59）『信』一四卷二〇二頁。

（60）甲州栗原筋小原郷の領主。永禄五年、勝頼に付属された士

隊将八人の一人。奉行、代官を歴任、天正十年三月田野で殉

死（小和田哲男・山本大氏編『戦国大名家臣団事典』東国編
〈新人物往来社 昭五六〉柴辻俊六氏執筆）。

（61）『清水市史資料 中世』（吉川弘文館 昭四五）五四三号。

（62）『甲』一卷六八三号。

（63）『武田遺宝集』二〇八頁、『甲府市史』史料編一卷五七八
頁。

（64）『甲府市史』一卷六一三頁三四四号。

（65）富士大宮司文書、同右八六〇頁六九二号。

（66）「武田勝頼家臣の官途名・受領名について」（『甲斐路』
二一号 四七）。『甲府市史』資料編一卷の解説は天正七年

前後と推定されている。
（67）万福寺文書（『甲』一卷二九七頁七一五号）。
（68）『武田遺宝集』原色図版解説八七頁。

（69）『同右』一〇九頁。

（70）『軍鑑』品九（上巻一五〇頁）に信綱の歌会参加の記事が

みられるが、画業だけではなくほかの文化的業績があつたであ
ろうことは想像にかたくない。
（71）守屋正彦氏「『甲斐国志』に見る中世武田氏の絵画」
（『甲府市史研究』五号 昭六三）にも述べられているが、
この方面的研究は遅れている。